

泉大津市の家庭教育支援体制

チーム員の属性	人数	活動拠点
<p style="text-align: center;">家庭教育支援リーダー</p> <p>(カウンセリングに関する資格を有する地域の人材で、総括的なリーダー)</p>	1人	教育支援センター
<p style="text-align: center;">家庭教育支援サポーター</p> <p>(カウンセリングに関する資格を有する地域の人材)</p>	10人	
<p style="text-align: center;">学生ボランティア</p> <p>(心理系・福祉系・教員養成系の学生)</p>	7人	
<p style="text-align: center;">元教育関係教職員</p> <p>(元教育長・元校長・元園長)</p>	4人	
<p style="text-align: center;">専門相談員</p>	9人	
<p style="text-align: center;">大学教授</p> <p style="text-align: center;">臨床心理士</p>	1人 3人	学 校
<p style="text-align: center;">スクールカウンセラースーパーバイザー</p> <p style="text-align: center;">スクールカウンセラー</p>	1人 3人	
<p style="text-align: center;">スクールソーシャルワーカー</p>	1人	

訪問型家庭教育支援の必要性

● 毛布のまち



地場産業の崩壊



工場跡地→マンション・住宅地



他の地域からの入り込み



人間関係の希薄化



孤立化→子育てやしつけに悩みや不安を抱える家庭の増加
虐待、いじめ、不登校、非行、家庭内暴力等の問題を持つ家庭

さらに・・・

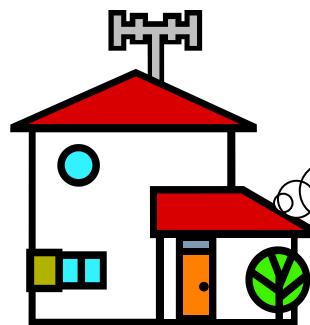
来所型教育相談、子育て研修会等にこれないケース
・・・家庭教育の重要性の認識が薄い保護者
多忙により時間のない保護者



訪問型家庭教育支援が必要

泉大津市の訪問型家庭教育支援

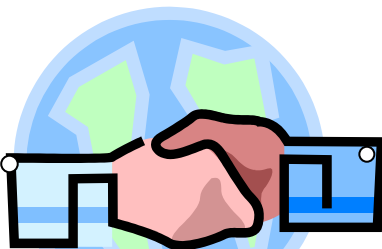
- **教育支援センターが拠点となり、学校園からの依頼に応じて、相談対応のための家庭教育支援サポーターを派遣し、巡回指導及び家庭訪問活動を実施。**



ポイント②
寄り添う気持ち
まずは保護者(子ども)の話をじっくり聴き、しんどさや本音を引き出す。

- **必要に応じて、関係機関等との連携を図り、支援を実施。**

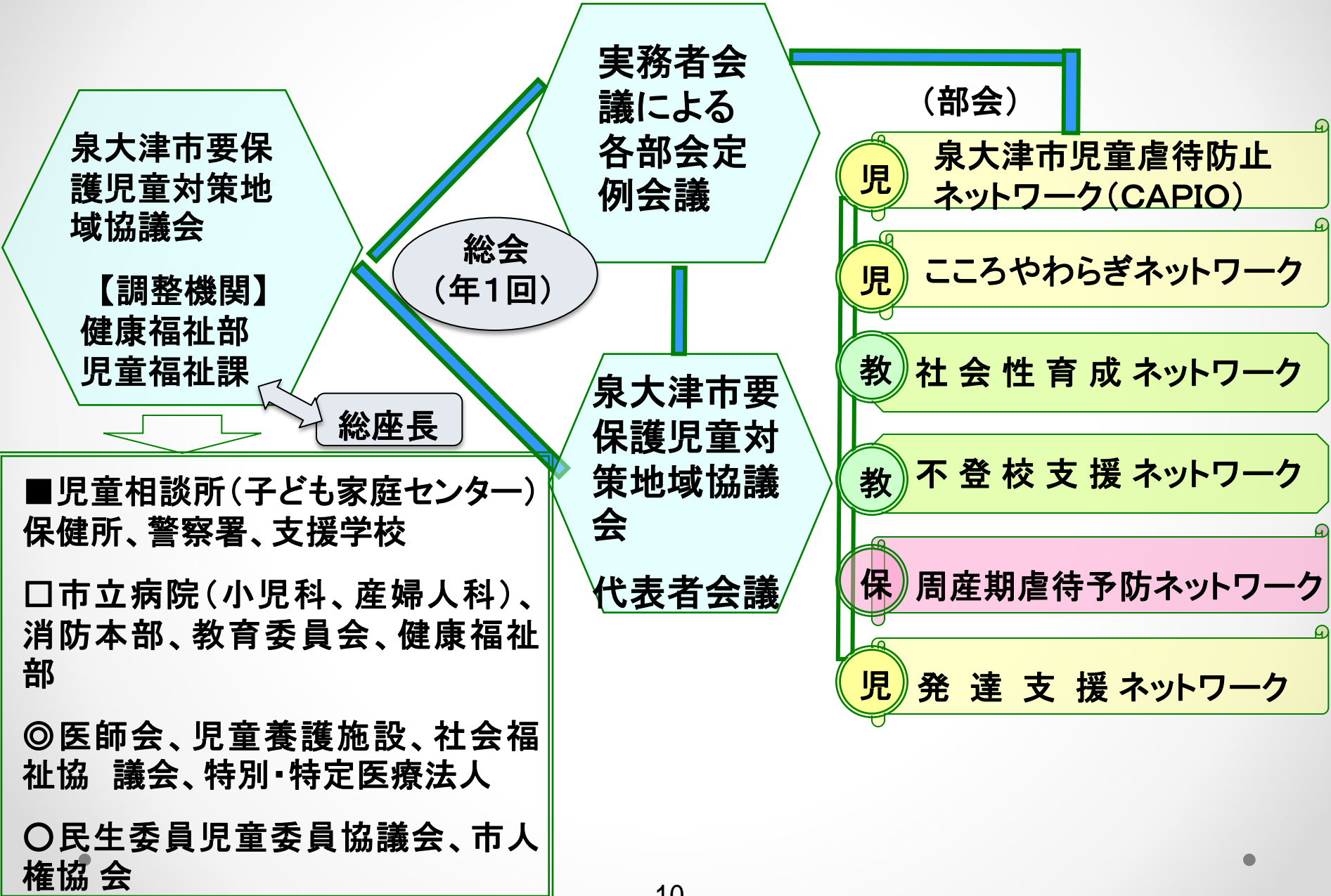
ポイント①
適切な役割分担
保護者(子ども)が心を開き、より話がしやすい関係・環境をつくる。



ポイント③
多面的な情報交換
できるだけ多様な分野の関係者・機関が一堂に会する場を設定する。

保護者の心のサポート

泉大津市要保護児童対策地域協議会



泉大津市の訪問型家庭教育支援の特徴

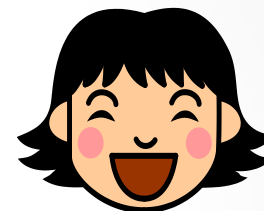
兄弟姉妹関係(中学生と小学生、小学生と幼稚園など)



各小学校区に小学校名と同名の公立幼稚園があること



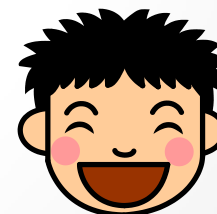
中学校区にスポット



「学校区」を対象に、兄弟姉妹が多校種にまたがる家庭を支援

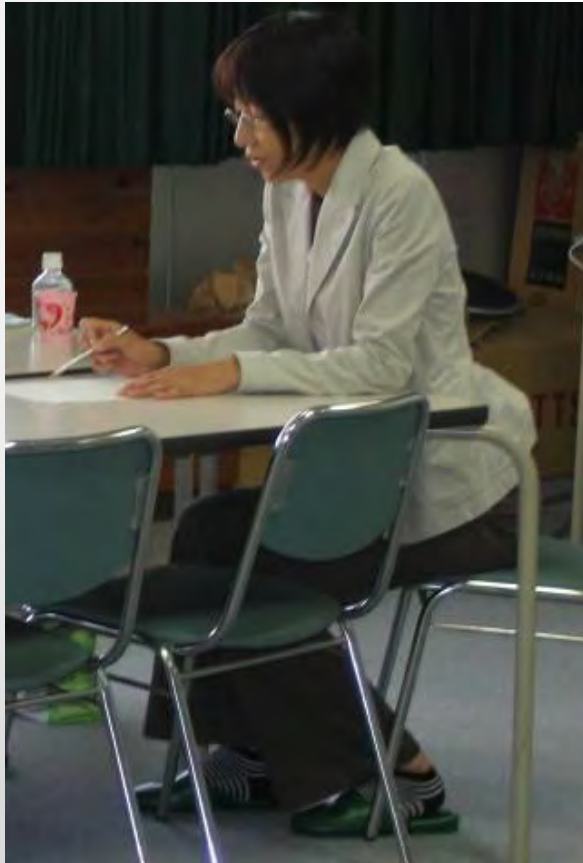
<キーワード>

幼・小・中の連携



家庭教育支援サポーター・サポート会議

家庭教育支援リーダーで
カウンセラーの芦澤先生。



ポイント④
しんどさも共有
同じ立場の人が集まって
それぞれの思いを話すこ
とで、支援する人自身も
エンパワーしていく。

月に1回、家庭教育支援サポーターが集まり、家庭教育支援リーダーが中心になり、それぞれの家庭へのよりよい支援を行うための**情報交換会・研修会**を実施しています。

家庭教育支援サポーターは、カウンセリング資格を有する地域の方です。

「子育てカウンセリング研修会」・「親の会」

＜子育てカウンセリング＞



毎回、テーマを決め、参加型ワークショップを実施。(年間計10回実施)

第1回 6/9

『子どもの話を上手に聞くには』

第2回 7/14

『子どもの対人関係について』

第3回 9/8

『学校が好きになる子育て』

第4回 10/13

『子どもの携帯電話の使用について』

* 毎月テーマを決め実施している。

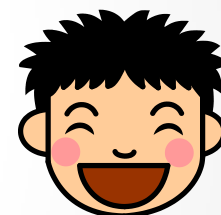
＜親の会＞

- 子育てについて悩みがある親が集まり、子どもの様子や学校園との関わり、相談機関の情報交換
- 家庭教育支援サポーターも話し合いに参加
- 家庭教育支援サポーターは、カウンセラー資格を有し、いろいろな悩みに対して
● アドバイス

泉大津市・訪問型家庭教育支援の成果と課題

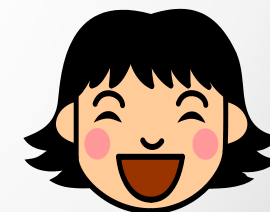
【取組の成果】

- 教職員ではないサポーターが家庭にかかわることから、学校と家庭をつなぐ潤滑油としての役割を果たしている。
- 教職員が授業等でかかわりにくい時間帯にサポーターが動くことで、家庭や子どもに対してタイムリーな支援ができる。
- 兄弟姉妹が多校種にわたるケースも多く見られ、関係諸機関を含めたケース会議により連携が強化され、支援の効果が複数の校種に波及。
- 子どもの自己肯定感を高め、人間関係の回復や集団適応等、学校生活に復帰するきっかけづくりに。



【課題】

- 今後起こりうる様々なケースに対応するため、専門家や関係諸機関との情報の共有・連携を推進し、様々な角度から家庭支援アプローチを推進する必要。



家庭教育支援の推進について（骨子素案）

I 家庭教育をめぐる現状と課題

1. 社会動向と課題

(1) 家庭環境の多様化や地域社会の変化

○多様化する家庭が抱える様々な課題

- ・核家族化により、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会が少なく、相談・協力できる人がいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなってきている現状がある。また、ひとり親世帯の増加や、国際結婚の増加など家庭のすがたも多様化している。
- ・経済格差が進行し、子どもの貧困や教育の格差の問題が懸念される。一方で、過剰な教育期待や過保護が懸念される家庭もある。さらに、児童虐待相談対応件数が増加しているが、親が子どもの頃虐待を受けていたり、生活のストレスが大きいなど、親自身が課題を抱えている場合がある。

○家族のかかわりの関心の高まり

- ・家庭は多様化しているが、家族を大切に思う人は増加している。また、若い世代ほど子どもの頃の家族行事の経験は増えており、家庭でお手伝いをする小中学生は増加傾向にある。こうした家族のかかわりの関心の高まりを、家庭教育に活かしていくことが期待される。一方で、若い世代ほど、子どもの頃の自然体験や友だちとの遊びは減っており、家庭と地域とのかかわりが減り、親や子が家庭内の関係に閉じたものとなっていくことが懸念される。

○地域社会の変化の中での子育て家庭の孤立

- ・子どもの人口や子どもを持つ世帯が減少し、地域のつながりの希薄化などにより、家庭を支える地域社会が変化するなか、子育てに不安、自信が持てず、それぞれの家庭において、子育ての行き詰まり感や困難を抱えやすい状況がある。児童虐待の背景にある、子育てについての不安や孤立は、ごく一部の問題ではない。
- ・地域社会のなかでの子育て家庭の孤立を防止していくためには、子育て家庭に対する支援とともに、社会全体で子どもを育む環境づくりのため、子どもや子育てに関する社会の理解を深める取組を行っていくことも必要である。
- ・こうした多様化する家庭の抱えるそれぞれの課題の予防や解決につながる家庭教育支援を考えていく必要。

(2) 現代の子どもの抱える課題

○社会性や自立心等の育ちの課題

- ・引きこもりの子ども・若者は全国に69万人（内閣府）であり、家族や地域、社会との関わりの中で育む社会性や人間関係能力、自立心の形成などに子どもの育ちの

課題が大きい。また、不登校や暴力行為等の子どもの問題行動など、子どもの育ちの課題は複雑化している。

○社会格差の子どもの育ちへの影響懸念

- ・経済的な格差が、家庭教育や学習機会の格差につながり、その後の就労等の格差につながると思えば、格差の連鎖を生み出しかねない。
- ・子どもの育ちや再チャレンジをサポートできる家庭教育支援を考えていく必要。

2. 家庭教育支援の実施状況

○家庭教育と家庭教育支援

【家庭教育と家庭教育支援】

- ・家庭教育とは何かについて、平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」においては、「教育の原点」であって、「子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナー、自制心や自立心を養う」こととされている。
- ・また、「教育振興基本計画」は、義務教育終了までの教育を通じて、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てることを目指すべき教育の姿として掲げているが、これは家庭教育においても目指すべき目標である。
- ・これに先立ち、平成18年12月に改正された教育基本法では、家庭教育について新たに一条規定されている。子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために、第一義的責任を有するのは「父母その他の保護者」であり、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など、その家庭教育を支援するための必要な施策を講じることとされている。

【家庭教育と学校や地域社会における教育との関係】

- ・教育基本法は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努める」ことを規定している。
- ・子どもの健全な育成のためには、発達段階に応じて獲得することが望ましい事柄（発達資産）があり、学校、家庭、地域のそれぞれに、子どもの発達資産の形成のための役割がある。例えば、子どもの内的資産の一つであるコミュニケーション能力の形成には、家庭においては、親子の会話を通じて言語力を育み、多くの人と交流する機会を与えること、学校においては、学級活動や学校行事又は部活動等を通じて他者との人間関係構築能力を育成すること、地域においては、挨拶活動や地域活動での子どもへの役割を付与することなどが期待される。
- ・家族のすがたが多様化し、家庭の機能が変化していることによって、家庭における教育が難しくなっている面は否定できない。例えばきょうだいの数が少なくなることによって、自分と似たような年代の子どもと遊ぶ機会が減ることが懸念される。この場合、地域は、他の家族との交流やふれあいの機会を提供するなど、家族の機能を補完する役割を果たすことが期待される。

○家庭教育支援の実施状況

- ・全都道府県・市区町村を対象としたアンケート調査の概要

○これまでの施策の評価

これまでの施策について委員会では以下のような評価があった。

【学習講座・子育てひろば型支援】

- ・学習講座や子育てひろばの開設等による支援は、すべての親子に対して開かれた基本的な学びや交流の機会の提供として意義があるが、支援が届きにくい家庭をこうした場へとつなげる仕掛けがあるか、家庭の課題の予防や解決につながるような、当事者性やニーズに対応した講座内容になっているかどうか等については、必ずしも十分ではない。また、講座の対象も母親に偏りがちで、子どもの自立につながる学童期から思春期向けの講座も不足しがちである。講座の企画の段階の仕組みを工夫することが必要。

【チーム型支援】

- ・家庭教育支援チーム等の組織化については、地域人材の意欲を引き出し、人材活用がうまく図られた事業である。また、住民の目線で支援するユニークな仕組みであり、地域によって多様なやり方が可能な点に特色があり、そうした柔軟さを尊重する必要がある。今後事業を継続させ、各地域に根ざした取組としていくことが必要。
- ・チームを組織する場合、地域特性や地域の資源によって様々な体制や活動内容があり得る。チームには、チーム員や親子、児童生徒、関係者が集える拠点を学校に置き、居場所や関係者の交流の場を提供している取組や、保健師やスクールソーシャルワーカー等の専門人材や主任児童委員などの地域の子どもを見守る中核的な人材が加わることによって、支援の質や信用を高め、地域とのネットワーク力を向上させている取組などがある。いくつかの代表的なモデルとともに、取り組む手順や運営手法を示していく必要がある。
- ・全国で278のチーム（平成23年8月現在）が活動しているが、だれもが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援を受けたり、チームの活動に参加できるようにするためには、広く全国に普及させていくことが必要。

【「早寝早起き朝ごはん」国民運動】

- ・子どもの体力や気力の低下の要因の一つとして、子どもの生活習慣の乱れが指摘されたが、根拠を示しながらわかりやすい言葉で啓発を行ったことで生活習慣づくりが一定程度浸透した。しかし、若い保護者やこれから親になる世代、また知識が十分でない子ども等に対する情報提供はまだ不十分である。
- ・生活習慣づくりは、生涯に亘って重要なテーマであり、子どもから大人まで取組が促進されるような啓発が必要。中高校生は、食生活等の乱れが見られる一方、保護者のかかわりが減り、生活リズムを自ら律していく必要が増す。中高校生に対する啓発手法の検討などが課題。
- ・子どもの生活習慣には、家庭環境だけでなく、保護者の職場環境を通じて企業活動が影響を与える可能性があり、就寝時間の改善を含む基本的な生活習慣の定着を進めていくためには、働く親や企業等、社会全体の理解や取組を促進する必要がある。

- ・一方で、生活習慣の取組については、企業はメンタルヘルスやワークライフバランス、さらには生産性や人材の確保などのメリット評価がある。企業CSR、地域貢献活動など、企業と連携した取組の推進が課題。

【その他】

- ・発達段階で途切れない支援が必要。義務教育を受ける学童期以外の、乳幼児期や青年中期については、親子の学びの機会を社会が提供していくことが必要であり、乳幼児期から青年期まで連続性ある家庭教育支援が求められている。
- ・特に現状では、高校未就学者や中退者など、社会に出る前段階で課題を抱えており、本来支援等が必要な家庭に対する教育サイドからのアプローチが不十分であり、学校と連携した取組の充実が必要。

3. 家庭教育支援の課題

1. 2を踏まえた、家庭教育支援として今後取り組むべき課題は以下のとおりである。

(1) 学校・家庭・地域の連携・協力

- ・家庭の孤立を防止し、家庭が外に開かれ、学校や地域とつながるための、家庭と地域、保護者と学校とのつながる力の向上
- ・「大人の規範としての役割」、「家庭の規範」、「コミュニケーション能力」など、重要度も高く不足度も高い子どもの発達資産の形成を促進するような、学校・地域・家庭それぞれの取組と連携の推進

(2) 課題を抱える家庭への効果的な取組

- ・孤立しがちな支援を必要とする家庭・親へ支援を届けるアウトリーチ型支援の推進
- ・身近な地域で顔が見える関係を構築でき、同じ立場で柔軟に活動できる地域人材を活用した支援の仕組みを基本としながら、NPOや専門機関のノウハウを活かすとともに、福祉や青少年育成などの関連領域と連携を図るなど、児童虐待、不登校、引きこもり等の課題の予防や解決への寄与するプログラムや仕組みの工夫

(3) 社会全体の家庭教育についての理解や取組の推進

- ・母親に偏らない、子どもの育ちのサポートが期待される様々な世代の者に対する学びの機会の提供
- ・地域社会を構成する一員として、教育における役割と責任を有している企業への働きかけ

(4) 地域間の取組格差の是正

- ・国と地方公共団体、都道府県と市町村に期待される役割と、人材養成や持続的な活用の仕組みづくりを含む、具体的な取組手順やモデルを示すことによる地域間の取組格差の是正

Ⅱ 家庭教育支援のあり方

1. 基本的な方向性と目標

- ・家庭教育はそれぞれの保護者の自主的な判断に基づいて行われるべきものである。しかし、同時に家庭教育は、国家や社会の形成者としての国民を教育するという公的な側面も有している。
- ・現代の多様化する家庭は、地域のつながりの希薄化など社会環境が変化する中、子育ての不安やそれぞれの課題を抱えたまま、孤立しやすい状況にある。現代の家族のすがたや家庭の機能は変化しており、家庭が外に開かれ、地域や学校につながることで、子どもの育ちのサポートのためには、より重要になっている。
- ・このため、家庭や親子が地域や学校とつながりを持ち、家庭教育が期待される役割を果たすことができるよう、全ての保護者と社会全体の子育て理解を促す学びの機会の充実や、多様な課題を抱える家庭に対する家庭教育支援の充実を図り、親子が共に学び、共に育ち、そして地域社会のなかで支え合うことができる環境づくりを目指す。

2. 基本的な考え方

①親が主体的に家庭教育を行うことの支援

- ・多様化する家庭のそれぞれの課題に対応するためには、すべての親に対して、自ら課題解決をしていくことができるよう、学びの機会が確保されることが必要である。学びを通じて、親が主体的に子育てや社会参画する意欲が高まり、親自身が育ち、支え合いや支援の循環が生まれていくことにつながる。

②子どもの育ちの視点からの対応

- ・現代の子どもの育ちから見える課題を踏まえ、人間の育ち、子どもの発達資産形成の観点から、家庭教育の支援や関係者が協力をしていくことが必要である。特に子どもを社会の一員としての自覚を持ち、自立した人間として育てるという点に留意する必要がある。また、子ども自らがそれを獲得し、積み上げていく力を育んでいくため、子どもの主体的な関わりを重視すべきである。

③地域づくりとして行う家庭教育支援

- ・未来の地域づくりの担い手である子どもたちの育ちを地域で支えることが、地域の活性化につながっていく。地域住民、子育て支援団体、NPO、企業など、地域の多様な主体が参画し、祖父母世代から次世代の親となる世代まで、多様な世代がかかわる、地域づくりの視点で行う家庭教育支援が重要。

Ⅲ 家庭教育支援の方策

1. すべての親の育ちを支援する学習機会の充実

- 保護者に自信や対処能力を持たせることのできる主体性や体験学習を重視したプログラムの開発や充実
- 子どもとのコミュニケーションやストレスへの対処方法を学ぶなど、児童虐待の予

- 防につながるプログラム等、特定の課題に応じたプログラムの開発や充実
- 思春期までを含む父親向けの学びの機会の充実

2. 社会全体の子育て理解を促す取組の推進

- 子育ての大切さや親としての役割、命の大切さ、自分を愛する気持ち、世代間の理解などを深めるための、中高生など将来親になる世代が乳幼児と触れ合う機会の提供
- 祖父母世代や中高校生、子どもを持たない者など、今後サポートが期待される者に対する学びの機会の提供
- 企業に対する出前講座等による働く親向けの学びの機会の提供や、家庭教育サポート企業制度等による協力の働きかけ

3. 家庭教育支援チーム等のアウトリーチ型の支援の仕組みづくり

- 地域人材を活かして、課題を抱える家庭に個別に寄り添いながら相談対応を行ったり、地域の子育て支援に関する情報をわかりやすく届けたり、また学びや交流の機会を企画し、そうした場への参画を促すなど、きめ細やかな活動を行う仕組みとしてのチーム等の組織化の推進
- 行政へのコーディネーターの配置、企業やNPOとの協働による運営、チーム員に対する継続的な研修機会の提供など、持続的な活動体制の確保
- 地域の課題や特性に応じた多様なモデルの提示と取組の手順やポイント等の情報提供

4. すべての親子につながる学校との連携

- すべての児童が通い、保護者にもつながることのできる学校を拠点とした支援活動の推進
- 子どもたちの日常的な状況把握ができる教員との情報共有を図り、学校の生徒指導体制とも連携した、課題を抱える家庭への相談対応等
- 学校に配置された専門人材（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携
- 学校支援活動の一環としての保護者支援活動の実施
- PTAと連携して実施する、先輩保護者との交流や親同士のつながりづくりができる場の提供

5. 教育と福祉との連携

- 家庭教育支援チームに、児童委員・主任児童委員やスクールソーシャルワーカー等が参画することによる、児童福祉機関や福祉関係団体とのネットワーク力の向上
- 市町村など広域段階、さらに、都道府県や国の段階のそれぞれにおける情報共有や連携

6. 子どもの育ちをサポートする支援

- 親子に様々な学習や交流の場への参画を促したり、家庭へ地域の人を招く取組など、家庭と家庭や、地域の支援団体等と家庭とのつながりをつくる機会の提供
- 「子どもにお手伝いをさせたり、家族の一員としての役割を与えたりすること」、「家庭でのルールや約束をつくり、子どもと共に親もそれを守ること」、「親自身が健康で、生きがいをもち、笑顔でいる家庭をつくること」、「子供と食事をつくったり食べたりするなど一緒に活動を工夫し、親子の会話を増やすこと」など、子どもに不足しがちな発達資産の形成に役立つ家庭での取組の推進
- 高校未就学者や中退者など、社会に出る前段階で課題を抱える親子に対する、学び直しと自立支援のための教育委員会等が中心となった関係機関のコーディネートや親の相談対応の実施

7. 企業とも連携した子どもから大人までの生活習慣づくり

- 朝ごはんを自分で作ったり、生活習慣の自己管理が可能になってくる中高生向けの普及啓発に関する手法の検討や普及啓発の実施
- 生活習慣づくりについての企業側の認識の醸成のための情報提供や、企業にとってのメリットや具体的な取組方法の情報提供等による、企業のワークライフバランスの取組や地域貢献活動の推進

※取組事例やモデルを添付

IV 国と地方自治体の役割

- ・地域の特性により課題は様々であり、求められる具体的な家庭教育支援の内容は地域により異なる。このため、地方公共団体には、主体的に地域のニーズや課題を見出し、IVに掲げた方策を参考に、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を具体的に進める役割が期待されている。
- ・また、地域の多様な主体と地域住民には、各地で行われる家庭教育支援の取組に自ら参加することが期待され、それぞれが有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。
- ・国は、地域の主体的な取組を促進するような取組を行っていく必要がある。

1. 地方自治体の役割

(1) 市町村

○家庭教育支援の取組をコーディネートする中心的な役割を担う。

- ・具体的な支援活動の企画やコーディネート
- ・地域住民、NPO、学校、公民館、専門機関、企業等との連携・調整
- ・チーム等の組織化
- ・調整や合意形成を図る場としての協議会の組織化

(2) 都道府県

○地域の家庭教育支援の取組を活性化するための仕組みを整備する。

- ・協議会等の組織化による地域課題や支援手法等の検討・検証、広域的な関係者のネットワーク構築
- ・広域的な観点や地域間の取組の格差是正の観点からの、市町村等に対する情報提供や助言
- ・人材育成やNPO活動の促進など、自律的かつ持続的な取組のための環境の整備
- ・地域におけるモデル的な取組の推進、普及啓発

2. 国の役割

○家庭教育支援の基本的な方向性を示す。

- ・目指す方向性と基本的な方策の提示
- ・地方自治体との意見交換
- ・調査研究
- ・関係府省や関係制度との連携

○全国的な研究協議等により、家庭教育支援の取組の普及や向上を図る。

- ・取組の改善や継続的な発展や向上を促す、全国的な情報共有、成果の評価、研究協議、研修機会の提供等
- ・優れた事例の全国的普及
- ・家庭教育支援の必要性や社会全体の子育て理解を促すための全国的な普及啓発

今後の検討スケジュール（案）

■ 10月19日 第4回 検討委員会

○今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

- ①これまでの施策の評価の総括
- ②今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※論点整理
- ③討議

■ 11月24日 第5回 検討委員会

○今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

- ①今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※・効果的な取組事例の発表
・各委員からの今後のあり方に関する意見
・骨子案の検討
- ②討議

■ 12月20日 第6回 検討委員会

○今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

- ①今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※・効果的な取組事例の発表
・骨子案の検討
- ②討議

■ 1月中旬 第7回 検討委員会

○今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

- ①今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※ 報告書案の検討
- ②家庭教育支援の効果に関する調査研究（中間報告案）について
- ③討議

■ 3月初旬 第8回 検討委員会

○今後の家庭教育支援のあり方に関する検討

- ①今後の家庭教育支援のあり方に関する検討
※ 報告書案の検討
- ②家庭教育支援の効果に関する調査研究（報告案）について
- ③討議・まとめ